

参考資料2

**公共交通機関旅客施設の
移動円滑化整備ガイドライン**

平成13年8月

国土交通省

①視覚表示設備

一般に、視力の低下は40～50歳ぐらいからはじまり、60歳を超えると急激に低下する、車いす使用者の視点は一般歩行者よりも40cmほど低い、聽覚障害者は耳から聞く情報は得られないことが多い、日本語のわからない訪日外国人が多いなど、さまざまな利用者が情報コミュニケーション制約を抱えている。移動円滑化をめざす視覚表示設備においては、設備本来の機能を十分に発揮できようになることが必要であると同時に、さまざまな情報コミュニケーション制約を抱える利用者も、共通の設備から情報を得られるよう工夫する考え方が必要である。サインはコミュニケーション・メディアの一種なので、情報・様式・空間上の位置という三つの属性を持つ。視覚表示設備は、見やすさとわかりやすさを確保するために、情報内容、表現様式（表示方法とデザイン）、掲出位置（掲出高さや平面上の位置など）の三要素を考慮することが不可欠である。さらに、サインの情報内容や表現様式、掲出位置を、体系的なシステムとして整備し、また可変式情報表示装置を、状況により変化するニーズに合った情報をタイムリーに表示する方式として整備することが、移動しながら情報を得たいたい利用者にわかりやすく情報を伝達する基本条件になる。

＜ガイドライン＞

■ サインシステム

● 基本的事項

サインの種別	<p>○サインは、誘導・位置・案内・規制の4種のサイン類を動線に沿って適所に配置して、移動する利用者への情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導サイン類：施設等の方向を指示するのに必要なサイン ・位置サイン類：施設等の位置を告知するのに必要なサイン ・案内サイン類：乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサイン ・規制サイン類：利用者の行動を規制するのに必要なサイン 	参考2-1
表示方法	<p>○出入口名、改札口名、行先、旅客施設など主要な用語には、英語を併記する。</p> <p>△地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併記することがなお望ましい。</p> <p>○英語を併記する場合、英訳できない固有名詞にはヘボン式の「Hiragata」を使用する。</p> <p>△固有名詞のみによる英文表示には、「ローランドブリッジ」の後に「Bridge」と「River」など、意味が伝わる英語を補足することがなお望ましい。</p> <p>△書体は、混認性の優れた角ゴシック体とすることがなお望ましい。</p> <p>○文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。</p> <p>△高齢者に配慮して、大きな文字を用いたサインを視点の高さに掲出することができる。</p> <p>○安全色に優れる色彩は、別表2-1による。出入口に関する表示は、このIS規格により黄色とする。</p> <p>○高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは用いない。</p>	<p>参考2-2</p> <p>参考2-3</p> <p>別表2-1</p>

第二章 誘導案内設備に関するガイドライン

参考2-5	●案内サイン	表示する情報内容	<ul style="list-style-type: none"> ○構内案内図に表示する情報内容は、別表2-5のうち移動円滑化のための主要な設備のほか必要なものとする。 ○構内案内図には移動円滑化された経路を明示する。 	別表2-5
			<ul style="list-style-type: none"> ○旅客施設周辺案内図を設ける場合、表示する情報内容は、別表2-6のうち必要なものとする。 ◇ネットワーク運行・運航のある交通機関においては、改札口等に路線網図を表示することがなお望ましい。 	別表2-6
参考2-6	●誘導サイン・位置サイン	表示する情報内容	<ul style="list-style-type: none"> ○案内サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることがなお望ましい。 ○構内案内図や、表示範囲が徒歩圏程度の旅客施設周辺案内図の図の向きは、掲出する空間上の左右方向と、図上の左右方向を合わせて表示することがなお望ましい。 ◇表示範囲が広域な旅客施設周辺案内図の図の向きは、地理学式に北にして表示することがなお望ましい。 	参考2-8
			<ul style="list-style-type: none"> ○案内サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることがなお望ましい。 ○構内案内図や、表示範囲が徒歩圏程度の旅客施設周辺案内図の図の向きは、掲出する空間上の左右方向と、図上の左右方向を合わせて表示することがなお望ましい。 ◇表示範囲が広域な旅客施設周辺案内図の図の向きは、地理学式に北にして表示することがなお望ましい。 	参考2-9
参考2-7	●誘導サイン・位置サイン	表示面と器具のデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ○案内サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることがなお望ましい。 ○構内案内図、旅客施設周辺案内図、時刻表などの掲出高さは、歩行者及び車いす使用者が共通して見やすい高さとする。 ○運賃表を券売機上部に掲出する場合においても、その掲出高さは、券売機前に並ぶ利用者に遮られないよう配慮した、車いす使用者の見上げ角度が小さくなるように、極力低い高さとする。この場合、照明の映り込みが起きないように配慮する。 ○券売機上部に掲出する運賃表の幅寸法は、利用者が券売機の近くから斜め横向きでも判読できる範囲内とする。 	参考2-10
			<ul style="list-style-type: none"> ○案内サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることがなお望ましい。 ○構内案内図、旅客施設周辺案内図、時刻表などの掲出高さは、歩行者及び車いす使用者が共通して見やすい高さとする。 ○運賃表を券売機上部に掲出する場合においても、その掲出高さは、券売機前に並ぶ利用者に遮られないよう配慮した、車いす使用者の見上げ角度が小さくなるように、極力低い高さとする。この場合、照明の映り込みが起きないように配慮する。 ○券売機上部に掲出する運賃表の幅寸法は、利用者が券売機の近くから斜め横向きでも判読できる範囲内とする。 	参考2-11
参考2-8	●誘導サイン・位置サイン	表示面と器具のデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ○誘導サイン類及び位置サイン類の表示面は、動線と対面する向きに掲出する。 ○誘導サイン類及び位置サイン類の掲出高さは、視認位置から見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さとする。 ◇動線と対面する向きのサイン2台を間に隔てて設置するがなおで奥のサインを遮らないように、2台を十分離して設置することがなお望ましい。 	参考2-7
			<ul style="list-style-type: none"> ○経路を明示する主要な誘導サインは、出入口と乗降場間の随所に掲出するサインシステム全体のなかで、必要な情報が連続的に得られるようになります。 ○個別の誘導サインは、出入口と乗降場間の動線の分岐点、階段の上り口、階段の下り口及び動線の曲がり角に配置する。 ◇長い通路等では、動線に分岐がない場合であっても、誘導サインは繰り返し配置することがなお望ましい。 ○個別の位置サインは、位置を告知しようとする施設の間近に配置する。 	参考2-12
参考2-9	●誘導サイン・位置サイン	配置位置と配置間隔	<ul style="list-style-type: none"> ○構内案内図は、出入口付近や改札口付近からそれぞれ拡張できる、利用者の円滑な移動を妨げない位置に配置する。 ◇乗り換え経路又は乗り換え口を表示する構内案内図は、当該経路が他の経路と分岐する位置にも配置することがなお望ましい。 ◇旅客施設周辺案内図を設ける場合、改札口など出入口に向かう動線が分岐する箇所に設置することがなお望ましい。 ◇大規模な旅客施設では、構内案内図などを繰り返し配置することがなお望ましい。 	参考2-13
			<ul style="list-style-type: none"> ○構内案内図は、出入口付近や改札口付近からそれぞれ拡張できる、利用者の円滑な移動を妨げない位置に配置する。 ◇乗り換え経路又は乗り換え口を表示する構内案内図は、当該経路が他の経路と分岐する位置にも配置することがなお望ましい。 ◇旅客施設周辺案内図を設ける場合、改札口など出入口に向かう動線が分岐する箇所に設置することがなお望ましい。 ◇大規模な旅客施設では、構内案内図などを繰り返し配置することがなお望ましい。 	参考2-14

■可変式情報表示装置

可変式情報表示装置とは、ラップなどを用いた機械式やLEDなどを用いた電子式の表示方式を用いて、 視覚情報を可変的に表示する装置のことという。	
表示する 情報内容	<p>○平常時に表示する情報内容は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運行・運航に関する情報とする。</p> <p>◇車両等の運行・運航の異常に関連して、遅れ状況、運延理由、運転再開予定時刻、振替輸送状況など、利用者が次の行動を判断できるような情報を提供することがながお望ましい。この場合、緊急時の表示メニューを用意することも有効である。ネットワークを形成する他の交通機関の運行・運航に関する情報も、提供することがながお望ましい。</p> <p>◇異常情報を表示する場合は、リッカーランプを装置に取付けるなど、異常情報表示中である旨を継続的に示すことがながお望ましい。</p>
表示方式	<p>△表示方式は、文字等が均等明るさに鮮明に見えることに識別できるものとすること等により容易に識別できるものとすることなどがながお望ましい。</p>
配置位置	<p>参考2-12 ○車両等の運行・運航用の可変式情報表示装置は、視覚情報への依存度の大きい聴覚障害者を含む多くの利用者が、運行・運航により乗降場が頻繁に変動する場合に各乗降場へ分流する位置のほか、改札口付近や乗降場、待合室など、視覚情報を得て行動を判断するのに適当な位置に配置する。</p> <p>△可変式情報表示装置の高出高さは、誘導サインや位置サイン類と統一的であることがながお望ましい。</p> <p><移動円滑化基準></p> <p>(運行情報提供設備) 第9条 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報は、文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>

別表2-1：JIS Z9103-1995 安全色・一般的事項に示す安全色の表示事項及び使用箇所
(サインシステムと関連する内容を抜粋した)

安全色	表示事項	使用箇所	使用箇所例
赤	a. 防火 b. 禁止 c. 停止 d. 高度の危険	防火、禁止、停止、高度の危険に關係がある箇所	a. 防火警標、消火栓、消防器、火災報知器 b. 禁止警標、バリケード(立入禁止) c. 緊急停止ボタン、停止信号旗、信号の“停止”色光 d. 火薬警標、火薬類の表示
黄赤	a. 危険	a. 災害、障害を引き起こす危険性がある箇所	a. 危険標識、危険警標、危険表示 b. 救命いかだ、救命具、救命パイ、水路標識
黄	a. 注意 b. 明示	a. 傷突、墜落、つまずきなどの危険の恐れがある箇所 b. 注意を促さなければ必要とするもの、特に明示を必要とするもの又はそれらの箇所	a. 注意警標、注意標識 b. 注意の“注意”色光、駅舎・改札口、ホーム等の出口表示
緑	a. 安全 b. 避難 c. 衛生・救護 d. 進行	安全意識の高揚に關係がある箇所、緊急避難に關係がある箇所、衛生・救護に關係がある箇所及び進行を示す箇所	a. 安全旗及び安全指導標識 b. 非常口の方向を示す標識 c. 労働衛生旗及び衛生指導標識、保護具箱、担架、救急箱、被服所の位置 d. 進行信号旗、信号の“進行”色光
青	a. 指示 b. 用心 c. 誘導	保護具着用など安全衛生のための指示及び担当者以外がみだりに操作してはならない箇所	a. 保護旗がね着用、ガス測定などを指示する標識の地色 b. 修理中を示す標識
赤紫	放射能	放射性同位元素及びこれに關する障害作業室、貯藏施設、管理区域に設けるさくじ	c. 駐車場の方向及び所在を示す

(標識)
第10条 異陸機、便所又は乗車券等販売所（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備の配置等の案内

第11条 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅にあっては、当該出入口又は改札口、次項において同じ。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備（第4条の3前段の規定により昇降機を設けない場合には、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を考慮した案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

別表2-2：標準案内用図記号
(※印は既存の図記号を標準案内用に一般案内用図記号換用委員会が採用したものである。
それ以外は専用記号がオリジナルに制作した。)

■ 公共・一般施設 38項目									
推奨度 A	案内所	情報コーナー	病院	救護所	警察	※	女子	男子	お手洗い
						※			
推奨度 B	飲料水	喫煙所	※	火災予防条例で左記の図記号の使用が規定されている場所には、左記の図記号を使用する必要がある。	※	お手洗い	お手洗い	お手洗い	お手洗い
			※	(備考) 火災予防条例で左記の図記号の使用が規定されている場所には、左記の図記号を使用する必要がある。	※				
■ 交通施設 17項目									
推奨度 B	航空機/空港	鉄道/駅	船舶/フェリー /港	ヘリコプター /ヘリポート	バス/バスのりば	※	自転車	レンタカー	駐車場
						※			
■ 商業施設 10項目									
推奨度 B	レストラン	喫茶・軽食	バー	ガソリンスタンド	会計	※	更衣室	シャワー	水飲み場
						※			

■ 公共・一般施設 38項目									
推奨度 A	リサイクル品回収施設	車椅子スロープ	※	※	※	※	※	※	※
			※	※	※	※	※	※	※
推奨度 B	※	※	※	※	※	※	※	※	※
■ 交通施設 17項目									
推奨度 B	※	※	※	※	※	※	※	※	※
■ 商業施設 10項目									
推奨度 B	※	※	※	※	※	※	※	※	※

推奨度 C	店舗/売店				新幹線・雑誌				薬局	理容/美容
	手荷物託送									手荷物託送
4 銀光・文化・スポーツ施設 17項目										
推奨度 B	展望地/景勝地				陸上競技場				サッカー競技場	サッカー競技場
	海水浴場/プール				スキー場				キャンプ場	キャンプ場
	公園				博物館/美術館				歴史的建造物	歴史的建造物
参考	自然保護				スポーツ活動				スカッショコート	スカッショコート
5 安全 5項目										
推奨度 A	消火器				非常電話				非常ボタン	非常口

6 禁止 20項目	
推奨度 A	 ※ 一般禁止  ※ 禁煙  ※ 火気厳禁  進入禁止  ※ 立入禁止  自転車乗り入れ禁止  駐車禁止  走るな/かすみ禁止  さわるな  さわるな  携帯電話使用禁止  電子機器使用禁止  ※ ([注1])  ※ ([注1])  撮影禁止  ※ ([注1])  ※ ([注1])  キャラブ禁止    飲食禁止
推奨度 B	 ※ ベビーカー使用禁止 
推奨度 C	 

7 注意 8項目					
推奨度 A					
	※ 一般注意	※ 障害物注意	※ 上り段差注意	※ 下り段差注意	

参考					
					※ 安全バーを閉める ※ 安全バーを開ける ※ 後が雪は降りる ※ スキーやスキー場は降りる

■ 使用上の注意					
1) 本ガイドラインでは、図記号の使用について次の推奨度区分を定めています。使用にあたっては、これを遵守してください。	・推奨度 A：安全性及び緊急性に関わるもの、多数のユーザーにとって重要なもの及び移動制約者へのサービスに関わるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを強く要請します。	・推奨度 B：多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念及び図形を統一することによって利便性が高まると期待されるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを推奨します。	・推奨度 C：多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することが必要なものです。これらについては、基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して用いることができます。	2) 「注1」の表記がある図記号は、文字による補助表示が必要です。図記号単独での使用は避けください。その際の文字表示は、各図記号に併記してある名称を参考にしてください。	3) 「注2」の表記がある図記号は、図記号中の通貨記号を必要に応じて他の通貨記号に変更することができます。
2) 「注1」の表記がある図記号は、視距離1mで表示する場合の最小寸法を35mm角、手にとめて見ることができる地図類に用いる場合の最小寸法を8mm角とする条件で設計されています。これより小さくして使用することは避けてください。	4) 本ガイドラインの図記号は、規距離1mで表示する場合の最小寸法を35mm角、手にとめて見ることができる地図類に用いる場合の最小寸法を8mm角とする条件で設計されています。これより小さくして使用することは避けてください。	5) 本ガイドラインの図記号は、正方形・円形・三角形が同じ大きさに見えるように、寸法を調整することができます。これら三種の外形を持つ図記号を混用して拡大・縮小する際は、この点にご留意ください。	6) 赤、黄、緑、青が使用されている図記号の色影は、「JIS Z 9101-1995 安全色及び安全標識」に依っています。使用の際は、次のマシンセル値を参照してください。	・安全色 赤：7.5R 4/15 黄：2.5Y 8/4 緑：10E 4/10 青：2.6PB 3.5/10	・対比色 白：N9.5 黒：N1
3) 「注2」の表記がある図記号は、図記号中の通貨記号を必要に応じて他の通貨記号に変更することができます。	7) 白地に黒色で表現されている図記号は、前記の赤、黄、緑、青の安全色を除く、他の色彩に変更することができます。また、図と他の関係を反映することができます。	8) 色彩あるいは明度を調整して使用する場合は、見やすさに配慮し、図と他色とのコントラストが十分明確になるようにしてください。明度差は少なくとも5以上になるようにしてください。	9) お手洗い、身障者用設備、エスカレーター、階段、出発、非常口などの図記号は、誘導方向や設置環境に応じて左右を反転することができます。		

(注) 詳細については、一般案内用図記号検討委員会の「標準案内用図記号ガイドライン」を参照のこと。

別表2-3：誘導サイン類に表示する情報内容

情報内容	情報内容例	情報内容	情報内容例
経路を構成する主要な空間部位	出入口、改札口、乗降場、乗り換え口	街区・道路・地点	山、湾、島、河川、湖、池、堀、港、埠頭、運河、栈橋 住区等
移動円滑化のための重要な設備	エレベーター、便所、乗車券等販売所	市、区、町、街区	市、区、町、街区
情報提供のための設備	案内所	道路	高速道路、国道、都道府県道、有名な通称のある道路
アクセス交通施設	鉄道駅、バスのりば、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、駐車場	地点	インターチェンジ、有名な交差点、有名な橋
隣接商業施設	大型商業ビル、百貨店、地下街	交通施設	鉄軌道路線、鉄軌道駅、バスのりば、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、駐車場
別表2-4：位置サイン類に表示する情報内容			
情報内容	情報内容例	情報内容	情報内容例
経路を構成する主要な空間部位	出入口、改札口、乗降場、乗り換え口	観光・ショッピング施設	景勝地、旧跡、歴史的建造物、大規模公園、全国的な有名地
移動円滑化のための重要な設備	エレベーター、エスカレーター、傾斜路、傾斜歩道、乗車券等販売所	大規模集客施設	大規模モール、国際展示場、国際会議場、テーマパーク、大規模遊園地、大規模動物園
情報提供のための設備	案内所、情報コーナー	ショッピング施設	大型商業ビル、地下街、百貨店、有名店舗、卸売市場
救護救援のための設備	救護所、忘れもの取扱所	文化施設	博物館、美術館、劇場、ホール、公会堂、会議場、公立図書館
旅客和便のための設備	両替所、コインロッカ―、公衆電話	スポーツ施設	大規模競技場、体育館、武道館、総合スポーツ施設
施設管理のための設備	事務室	宿泊集会施設	ホテル、結婚式場、華やか場
別表2-5：構内案内図に表示する情報内容			
情報内容	情報内容例	情報内容	情報内容例
経路を構成する主要な空間部位	出入口、改札口、乗降場、その間の経路、階段、乗り換え駅、乗り換え口、移動円滑化された経路	行政施設	中央官庁又はその出先機関、都道府県庁、市役所、区役所、警察署、消防署、裁判所、税務署、法務署、郵便局、運転免許試験所、職業安定所、大使館、領事館
移動円滑化のための重要な設備	エレベーター、エスカレーター、傾斜路、便所、乗車券等販売所	医療福祉施設	公立病院、総合病院、大学病院、保健所、福祉事務所、大規模な福利施設
情報提供のための設備	案内所、情報コーナー	産業施設	放送局、新聞社、大規模な工場、大規模な事務所ビル
救護救援のための設備	救護所、忘れもの取扱所	教育研究施設	大学、高等学校、中学校、小学校、大規模なその他の学校、大規模な研究所
旅客利便のための設備	両替所、コインロッカ―、公衆電話	事務室	鉄軌道駅、バスのりば、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、駐車場
施設管理のための設備	事務室	アクセスマップ	大型商業ビル、百貨店、地下街

参考2-4：図色と地色の明度対比例

・サインの図色と地色に、下図に示す程度の明度対比を確保すると、容易に識別しやすくなる。

地色の明度

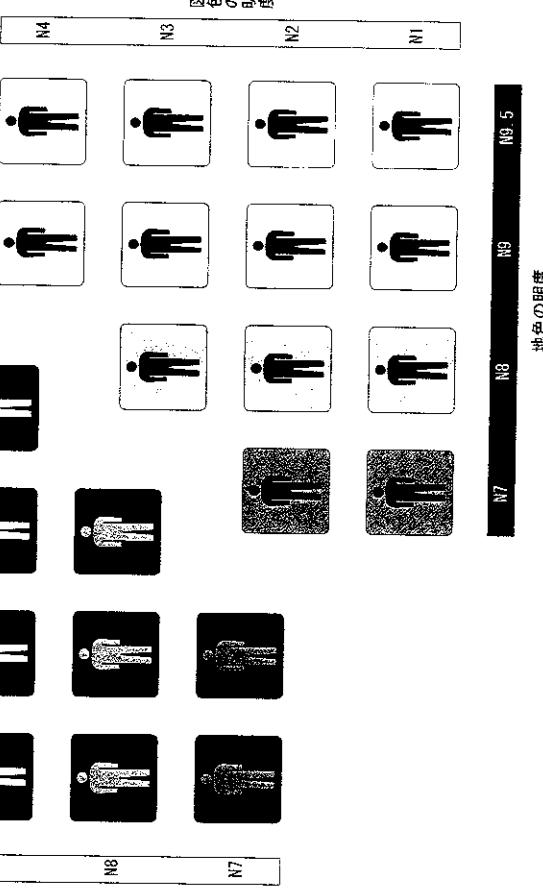
N1 N2 N3 N4

N5 N6 N7 N8

N9 N10 N11 N12

N5

図色の明度



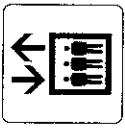
参考2-6：誘導サインと位置サインの表示例

- ・ここでは、移動円滑化のための主要な設備への誘導サイン及びそれとの差別化の表示例を示している。
- ・エレベーター・エスカレーター・トイレ・身障者用設備の図記号はすでによく知られているため、図記号のみの表示とした。
- ・なおオストメイトの図記号は、一般案内用図記号検討委員会が策定した「標準案内用図記号」には含まれていない。

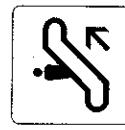
●誘導サイン（吊下型などの形式を想定）

●位置サイン（吊下型などの形式を想定）

[エレベーター]



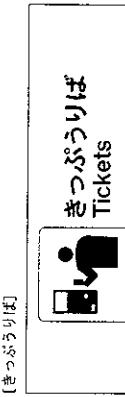
[上りエスカレーター]



[多機能便所のあるトイレ]

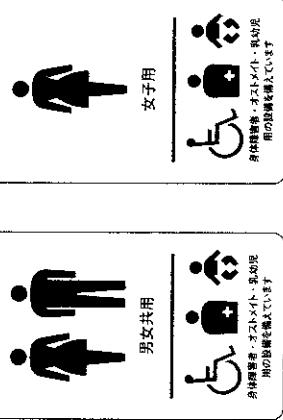


[きっぷうりば]



●多機能トイレの位置サイン（属性型などの形式を想定）

[男子用]

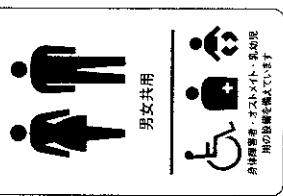


[端型多機能便所]



注：男子用トイレを識別するためには、男
性は、識別力を高めるために、可
能性の色（青色系の色）を、また女性は
可能性の色（赤色系の色）を用いるのが現実的
である。

[女子用]



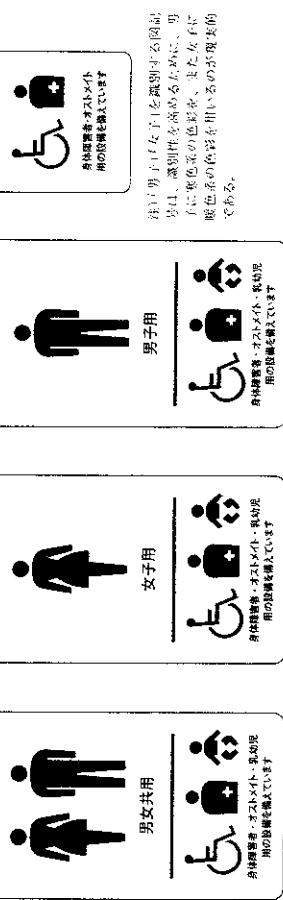
[端型多機能便所]



注：男子用トイレ・女性用
トイレを識別するためには、
男性用トイレ・女性用
トイレの色（青色系の色）を用いています

●多機能トイレの位置サイン（属性型などの形式を想定）

[男女共用]



[端型多機能便所]



注：男子用トイレを識別するためには、男
性は、識別力を高めるために、可
能性の色（青色系の色）を、また女性は
可能性の色（赤色系の色）を用いるのが現実的
である。

参考2-5：輝度からみたサイン器具の考え方

- ・サインの見えやすさを保つためには、一定の表示面輝度を確保する必要がある。屋内に設置するサインの表示面輝度は1000cd/m²位までは大きいほど文字等が読みやすくなるが、それを超えるとまるぶらなくなる。
- ・表示面輝度を得る方法に従ってサインの器具を分類すると、照明器具を内蔵した内照式、表示面の外側に照明器具を付設した外照式、室内灯などの…般照明器具を利用した無灯式などに分かれる。
- ・強力が低下する高齢者等も考慮に入れると、一般的には、外照式は遠くから見ると必要な輝度を確保しやすいが、近くから見ると生ぶしさを感じやすい。外照式は生ぶしさを感じにくいため、輝度を確保するには内照式の場合より灯具を増やすなどの対策が必要になる。無灯式は採光がある場合は必要な輝度を得やすいが、自然光がないときは…般照明に頼るので輝度不足になりやすい。

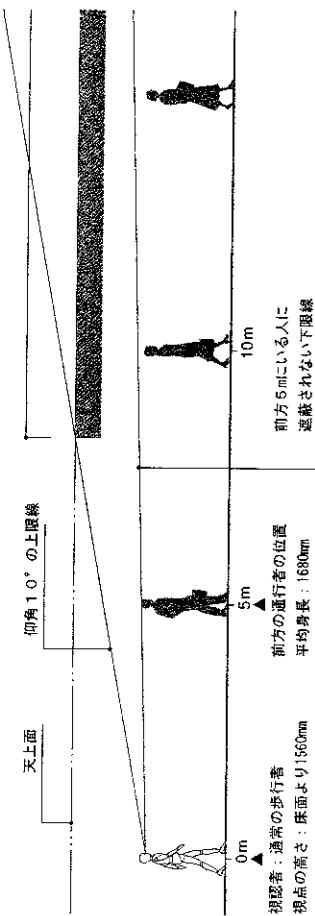
参考2-7：遠くから視認するサインの掲出高さの考え方

移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視野に入りにくい。一般には仰角（水平からの見上げ角度） 10° より下が有効視野に入る範囲といわれている。また旅客施設では視認者の前方に視界を遮る他の通行者がいると考えるべきで、その通行者より上が遮蔽するものがいることとする。

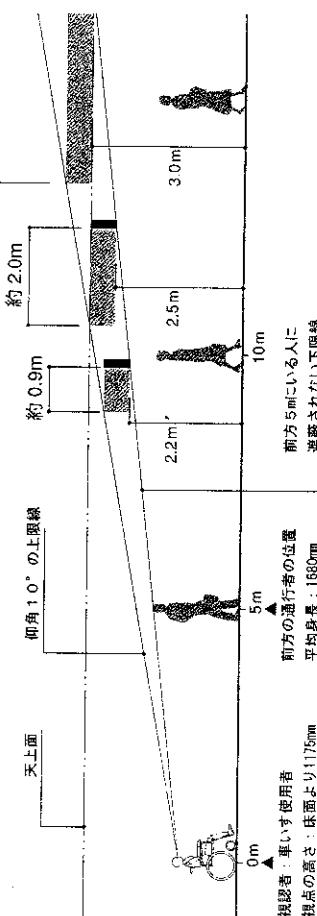
車いす使用者の視点は低いので、見やすい範囲は通常の歩行者に比べてかなり狭い。従って一定の高さにあるサインを移動しながら視認できる距離は、極端に小さい。

図に示すとおり複雑に前方5mの位置に他の通行者がいると想定すると、車いす使用者が器具天地50cmのサインを移動しながら視認できる距離は、床面から器具の下端までを2.2m、2.6m、3.0m、4.0mとした場合、それぞれ0.9m、2.0m、3.8m、7.5mとなり、視認が可能な時間に換算すると（移動速度を毎秒1.1mとして計算）それぞれ約0.8秒、1.8秒、3.5秒、6.8秒となる。（通常の歩行者では、掲出高さが2.5mの場合は、視認できる距離は約29.8m、視認が可能な時間は約27秒である。）

●通常の歩行者が移動しながら視認できる距離



●車いす使用者が移動しながら視認できる距離

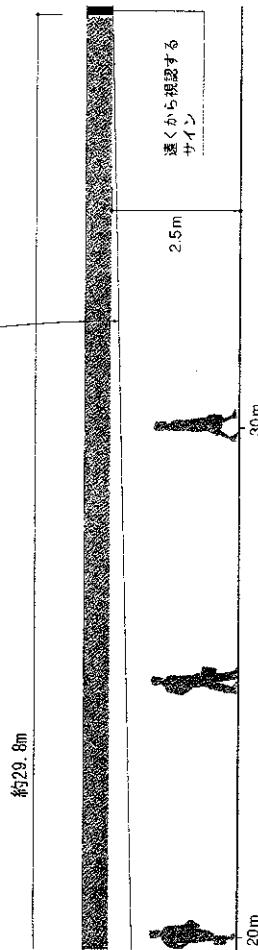


視認可能時間が短いと見落とす確率は高まり、情報を得ることが困難になる。
このことから、遠くから視認するサインの掲出高さは、視距離に応じた文字の大きさを選択したうえで、根拠地位置から仰角 10° より下の範囲内で、極力高くするのが適当である。

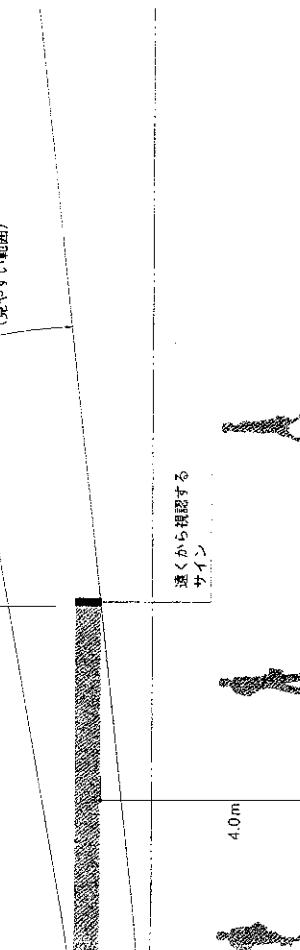
注1) 豊島影彌編「国説エルゴノミクス」1990（日本規格協会）では、瞬時に特定情報を離音内より受容できる範囲（有効視野）を、上方 38° と記述している。

注2) 下図の人体の寸法は、工業技術院「生命工学工業技術研究所研究報告」1994による。車いすの座面高は1.1m T9201-1987「手動車いす」の中型（400mm）とした。（以下サイン関連参考図共通）

(見やすい範囲)



(見やすい範囲)

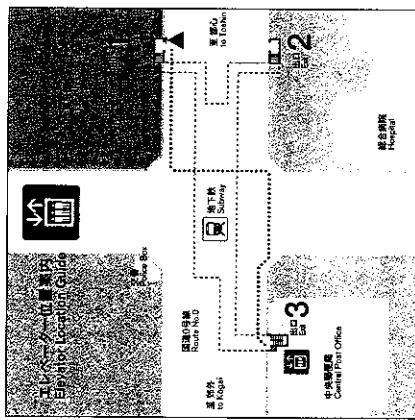


参考2-8：案内サインの表示例

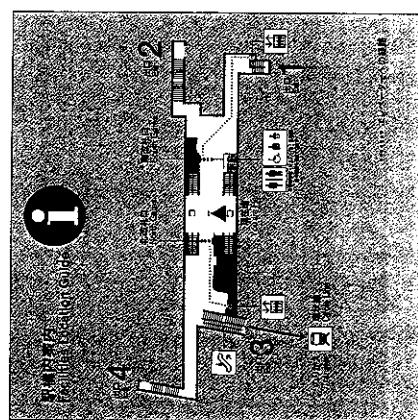
ここでは、地下駅の地上出入口に設置するエレベーター位置案内図、同・出入口通路からコンコースに入った箇所に設置する駅構内図、同・改札出口が方向に分岐する改札内コンコースに設置する出場動線に対応する駅構内図、地方の中核駅をモデルとした駅周辺案内図の表示例を示している。

- 駅構内図
この図例では、駅の構造ができるだけシンプルに表現するなどにも、入場動線、出場動線それぞれに必要とされる移動円滑化のための主要な設備の位置を図記号を用いて表示している。
 - 駅周辺案内図
この図例では、地方の中核都市として多くの来訪者がいる繁華街を中心に、駅から街のランドマークとなっている大規模公園までの歩行圏（およそ1.3km四方）を表示している。重要な都市施設の表示には、図記号を用いた。

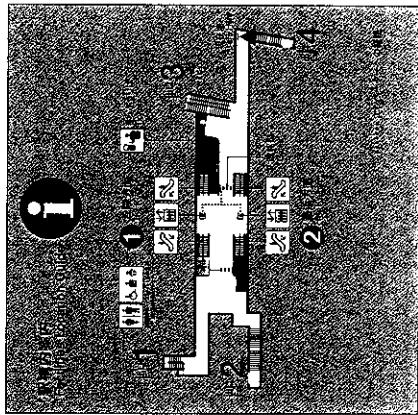
[工レペータ一位置案内]



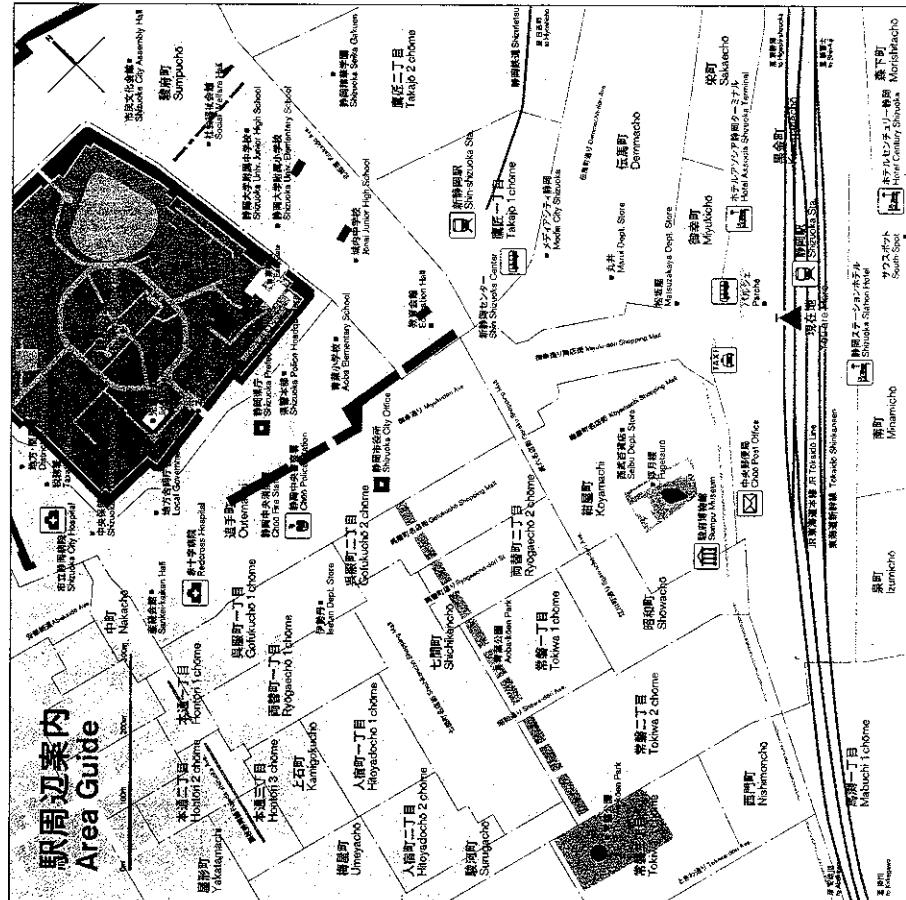
[雜錄內客內 / 出場次]



[駅構内案内／入場系]



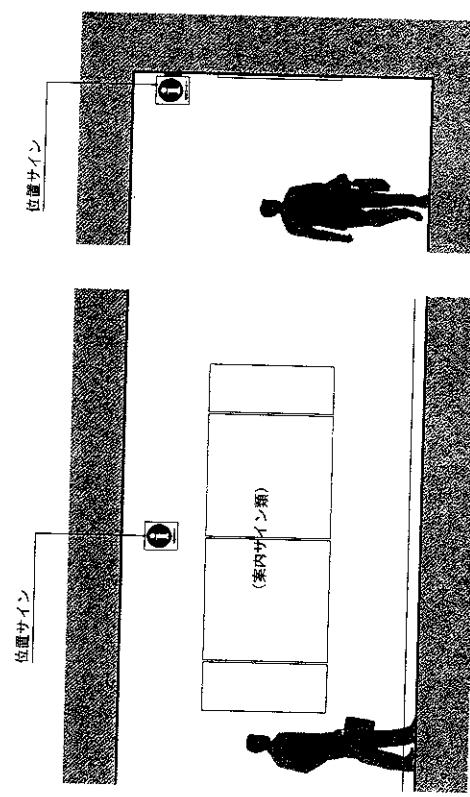
駅周辺案内



- エレベーター位置案内図
この図例は、現地地からエレベーターのある出入口までの地上における移動経路のほか、方向感覚が得やすいように、印目となる周辺の施設、主要道路名、至着などを見示している。

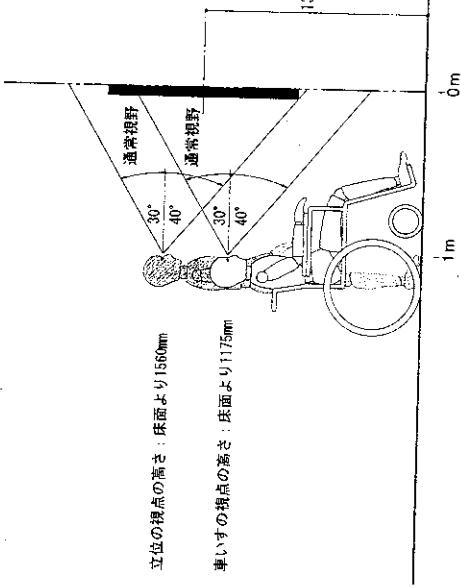
参考2-9：情報コーナーの表示例

ここでは、案内サイン類を集約的に掲出している場所（情報コーナー）を通路の延長方向から見つけやすいように設置する、情報コーナーの位置サインの表示例を示している。



参考2-10：近くから視認するサインの掲出高さの考え方

対面するものを見る場合、車いす使用者が見やすい範囲は、立っている人よりおよそ40cmほど下がっている。
このことから、近くから見るサインを、立位の利用者と車いす使用者が共通に見やすい範囲に掲出する際の高さは、床面からサイン表示面の中心までの距離を、双方の視点の中間である135cm程度と考えるのが適当である。
注）下図の通常視野は、日本建築学会編「建築設計資料集成3集」1980（丸善）による。



参考2-11：運賃表の幅寸法限界の考え方

- 運賃表の幅寸法は、表示する情報量と必要な文字の大きさの判断に加えて、視認されない視方角も考慮して設定する必要がある。文献では、視方角が45°以下になると運賃表の誤読率が高まることが指摘されている。
- 利用者は切符を購入する際、金額を未確認のまま券売機に接近しがちなので、この場合運賃表を見る視距離はかなり小さくなる。
- 視方角の限界を考慮すると、運賃表の幅寸法は、視距離を1mと想定する場合は2m程度以内、また2mと想定する場合は4m程度以内になる。

注）野呂敬勇編「国税エレゴノミクス」

1990（日本規格協会）では、監視用グラフィックパネルの労働研究のデータから、視方角が45°以下では表示内容の誤読率が増加して好ましくないと述べている。

参考2-12：可変式情報表示装置の表示例

ここでは、改札口に設置する可変式情報表示装置の表示例を示している。

